

後発医薬品モ二夕一薬局等調査結果報告書

平成23年11月

栃木県後発医薬品安心使用促進協議会

目 次

I	調査の概要	1 P
II	調査結果	2 P
	1. 【モニター薬局】	2 P
	2. 【医薬品卸売販売業】	15 P
III	まとめ	22 P
IV	調査票様式	25 P
V	栃木県後発医薬品安心使用促進協議会委員	31 P

「後発医薬品モニター薬局等調査」結果

平成23年11月
栃木県後発医薬品安心使用促進協議会

I 調査の概要

1. 目的

栃木県後発医薬品安心使用促進協議会の事業の一環として、県内の後発医薬品の使用状況の推移や後発医薬品の調剤に係る意識変化などについて把握することにより、今後の対応策検討の資料等とする。

2. 実施方法

- (1) 県内の薬局からモニター薬局を選定し、年度1回程度、後発医薬品の調剤等に係る調査を実施する。(選定にあたっては、県内各地から、処方せん取扱い量が比較的多い薬局、地域の基幹病院近辺の薬局及びその他の診療所近辺の薬局等からバランスを勘案して選定する)
- (2) モニター薬局数：県内20薬局
 - ・宇都宮市(5薬局) ・ 県西地区(2薬局) ・ 県東地区(2薬局)
 - ・ 県南地区(5薬局) ・ 県北地区(3薬局) ・ 安足地区(3薬局)
- (3) また、県内医薬品卸売販売業5社における医療用医薬品及び後発医薬品の取扱い金額等についても調査する。

3. 調査内容

- (1) 各モニター薬局について、年度1回、1週間程度における、全調剤数に対する後発医薬品の調剤の割合や、後発医薬品の調剤に係る取組み意識等について、別添調査票により調査する。
- (2) また、医薬品卸売販売業者5社における医療用医薬品の取扱い金額及び、そのうちの後発医薬品の取扱い金額(前年度計及び当該年度4月～7月計)等について調査する。
- (3) 回答期限：平成23年8月31日

II 調査結果

1. 【モニター薬局調査結果（県内20薬局）】

返送された20施設(回答率100%)について集計するとともに、平成22年度に実施したモニター薬局調査結果との比較分析を行った。

問1-1 取り扱い処方せん枚数

平成23年7月25日～7月30日の間にモニター薬局（20薬局）で取り扱った処方せんの総数と、その内訳について取りまとめた。

H23モニター調査（n=20）

①すべての取扱い処方せん（①=②+⑥）		9,539枚
②	①のうち「後発医薬品への変更がすべて不可」欄に処方医の署名等がない処方せん	6,933枚 ②/①×100=(72.7%)
	③	
	②のうち、処方せんに記載されたすべての医薬品について後発医薬品がないため、後発医薬品に変更できなかった処方せん(A)	1,830枚
	②のうち、後発医薬品のみが記載されていたため、後発医薬品に変更できなかった処方せん(B)	459枚
	②のうち、その他の理由で後発医薬品に変更できなかった処方せん(C)	214枚
	③の計(=A+B+C)	2,503枚
④	①のうち、後発医薬品への変更が可能な処方せん (④=②-③)	4,430枚 ④/①×100=(46.4%)
	⑤	
	④のうち、1品目でも後発医薬品に変更した処方せん	1,003枚 ⑤/④×100=(22.6%)
⑥	①のうち、「後発医薬品への変更がすべて不可」欄に処方医の署名がある処方せん	2,606枚 ⑥/①×100=(27.3%)

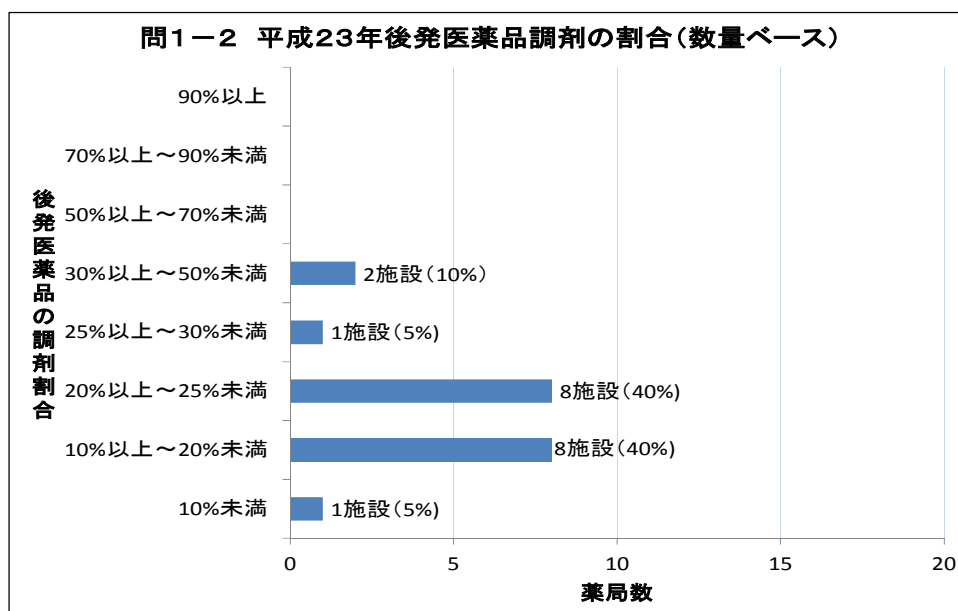
(平成 23 年度モニター調査)	(n = 20)
○すべての取扱い処方せん (9,539 枚)のうち、変更不可欄に処方医の署名がなく、かつ変更可能な後発医薬品がある処方せんの枚数(④)は、4,430 枚(全体の 46.4%)であり、そのうち 1 品目でも後発医薬品に変更した処方せん枚数(⑤)は 1,003 枚で、変更可能な処方せんの 22.6%であった。	
○変更不可欄に処方医の署名がない処方せんは、6,933 枚(全体の 72.7%)であり、そのうち後発医薬品への変更が可能な処方せんは 4,430 枚(全体の 46.4%)であった。	

(平成 22 年度モニター調査)	(n = 20)
○すべての取扱い処方せん (9,521 枚)のうち、変更不可欄に処方医の署名がなく、かつ変更可能な後発医薬品がある処方せんの枚数(④)は、3,928 枚(全体の 41.3%)であり、そのうち 1 品目でも後発医薬品に変更した処方せん枚数(⑤)は 1,210 枚で、変更可能な処方せんの 30.8%であった。	
○変更不可欄に処方医の署名がない処方せんは、6,629 枚(全体の 69.6%)であり、そのうち後発医薬品への変更が可能な処方せんは 3,928 枚(全体の 41.3%)であった。	

問 1 - 1 【後発医薬品への変更調剤の推移 (H21→H22→H23)】	
○変更可能な処方せんのうち 1 品目でも後発医薬品に変更した割合は、(H21→H22→H23)で(11.4%→30.8%→22.6%)となっている。H23 で減少した理由としては、後発医薬品の普及が進み、投与日数が短い急性期の患者の処方せん等、患者にとって後発医薬品への変更調剤のメリットの少ない変更可能な処方せんが増加したことも一因となっていると考えられる。	
○変更不可欄への処方医の署名のない処方せんの割合は、(H22→H23)で(69.6%→72.7%)となっており、医療機関においても後発医薬品への変更を可とする傾向が増加していることがうかがえる。	

問 1 - 2

後発医薬品の調剤の割合(数量ベース)(平成 23 年 7 月 25 日~7 月 30 日の間)(n = 20)



(平成 23 年度モニター調査)

(n = 20)

○数量ベースでの後発医薬品調剤の割合では、調剤率 20%以上~30%未満の薬局が 9 施設(45%)で最も多く、30%台の薬局も 2 施設(10%)であった。また、10%以上~20%未満の薬局は 8 施設(40%)、10%未満は 1 施設(5%)であった。

(平成 22 年度モニター調査)

(n = 20)

○数量ベースでの後発医薬品調剤の割合では、調剤率 20%以上~30%未満の薬局が 9 施設(45%)で最も多く、30%台の薬局も 1 施設(5%)であった。また、10%以上~20%未満の薬局は 8 施設(40%)、10%未満は 2 施設(10%)であった。

問 1 - 2 【後発医薬品の調剤割合(数量ベース)の推移(H22→H23)】

○H22 と H23 で比較すると、H23 も H22 と同様に 20%以上~30%未満の施設が全体の 45%を占めていたが、H23 では 30%以上の施設が 1 施設増加した。調剤割合 10%未満の施設を見ると、H22 の 10%に対し、H23 が 5%であり、後発医薬品の調剤割合の底上げ傾向がうかがえる。また、全体の調剤割合(数量ベース)は 23.0%であり、H22 の 19.6%より増加していた。

【H23 モニター調査の後発医薬品の調剤割合(数量ベース)の実数について】

※各モニター薬局から、調剤割合の根拠となる数量を別途確認し合計した。

結果：①後発医薬品調剤数量(718,017)、②全調剤数量(3,115,141)

①後発医薬品調剤数量÷②全調剤数量×100=23.0(%)

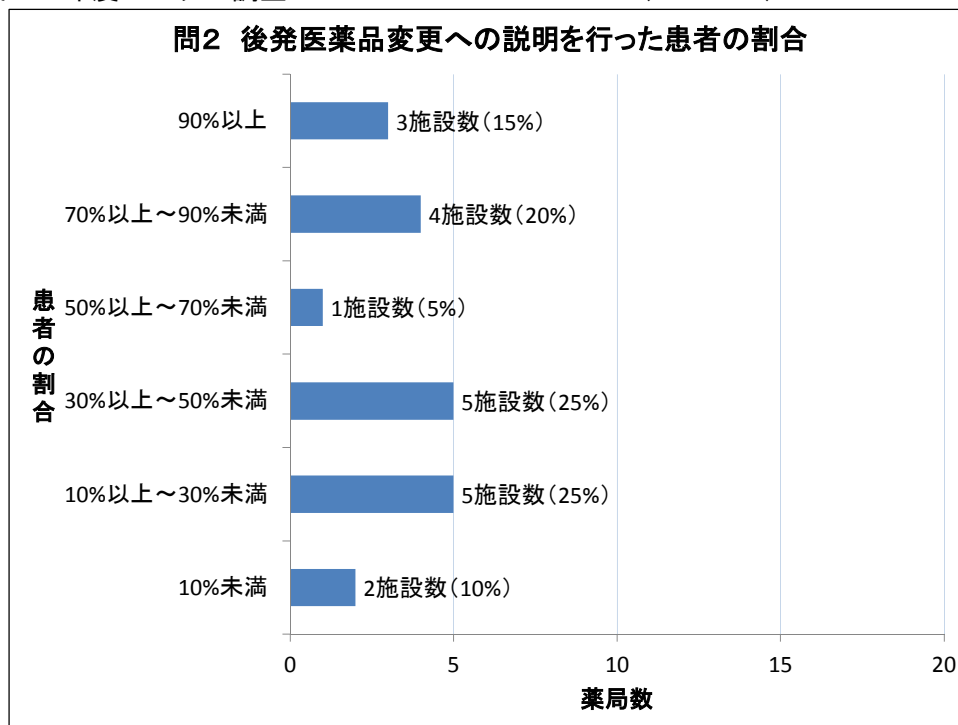
となり、厚生労働省が発表した H22.4~H23.3 の間における栃木県の後発医薬品調剤割合(23.1%)とほぼ同じであった。

(なお、栃木県の H22.4 月分は、22.5%：厚生労働省発表)

問2 後発医薬品への変更可能な処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品について説明した患者の割合

平成23年度モニター調査

(n = 20)



(平成23年度モニター調査)

(n = 20)

○後発医薬品変更の説明を行った患者の割合は、10%以上30%未満及び30%以上～50%未満が5施設(25%)と最も多く、50%以上の患者に説明を行った薬局が8施設で全体の40%を占めている。
 なお、説明を行った患者が10%未満の薬局は2施設(10%)であった。

(平成22年度モニター調査)

(n = 20)

○後発医薬品変更の説明を行った患者の割合は、70%以上～90%未満が5施設(25%)と最も多く、50%以上の患者に説明を行った薬局が12施設で全体の60%を占めている。
 なお、説明を行った患者が10%未満の薬局は1施設(5%)であった。

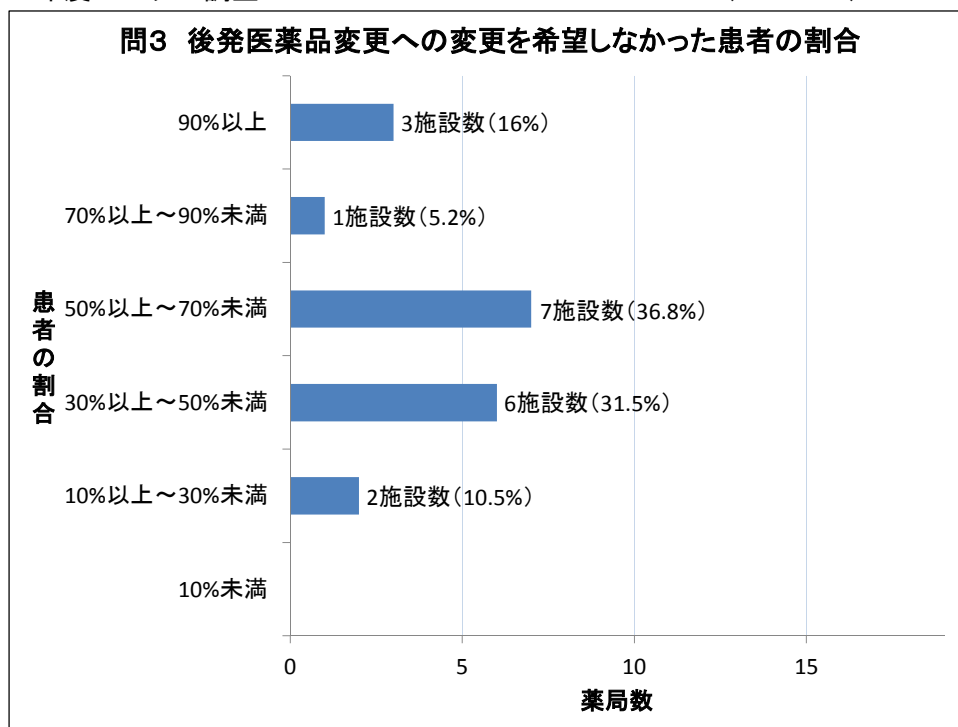
問2 【後発医薬品変更に係る患者説明の割合の推移(H22→H23)】

○患者説明の割合は、50%以上の患者に説明した薬局は、60%であったに対し、H23では、50%以上の患者に説明を行った薬局が全体の40%にとどまった。理由としては、急性期患者の処方においても後発医薬品変更可の処方せんが増加する等、変更調剤に関する説明が行いづらい事例が増えたとの回答があった。

問3 後発医薬品の説明を行った患者のうち、後発医薬品への変更を希望しなかった患者の割合

H23年度モニター調査

(n=19)



(平成23年度モニター調査)

(n=19)

○後発医薬品への変更を希望しなかった患者の割合が[※]10%以上～50%未満の薬局が8施設(42%)、50%以上～70%未満の薬局が7施設(36.8%)、90%の患者が変更を希望しなかった薬局は3施設(16%)であった。

(平成22年度モニター調査)

(n=20)

○後発医薬品への変更を希望しなかった患者の割合が[※]10%以上～50%未満の薬局が9施設(45%)、50%以上～70%未満の薬局が7施設(35%)、90%の患者が変更を希望しなかった薬局は2施設(10%)であった。

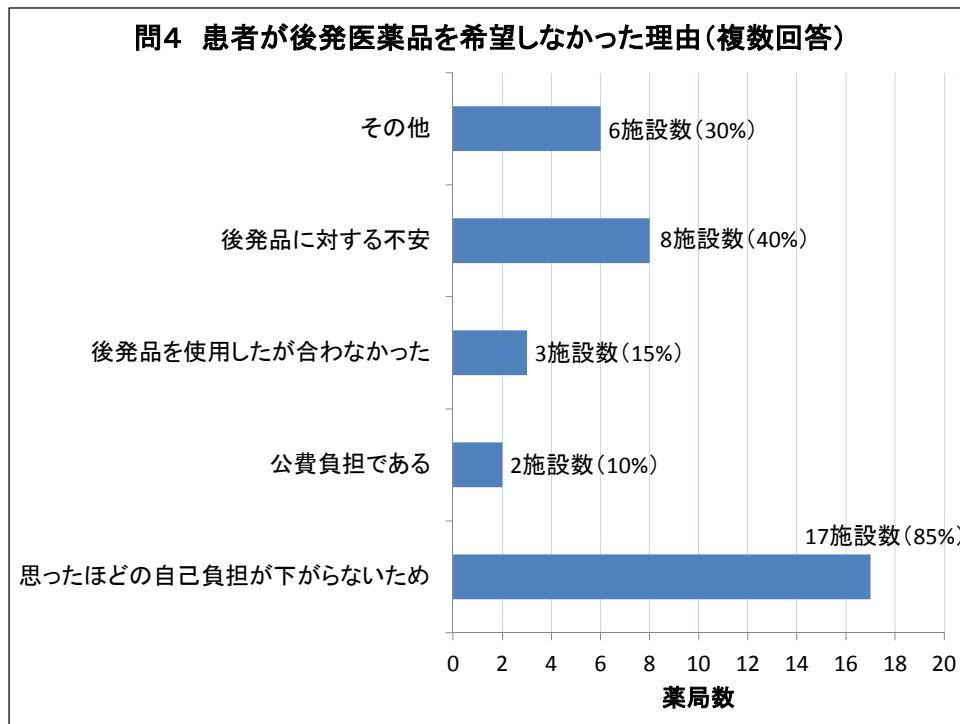
問3 【後発医薬品への変更を希望しなかった患者割合の推移(H22→H23)】

○後発医薬品への変更を希望しなかった患者については、H22 とほぼ同様の傾向であった。

問4 後発医薬品の説明を行ったにもかかわらず、患者が後発医薬品への変更を希望しなかった理由

H23年度モニター調査

(複数回答) (n=20)



(その他：医師が記載した薬品名どおりがよい、後発医薬品に関心がない、主治医が後発医薬品に賛同してくれないから。)

(平成23年度モニター調査)

(複数回答) (n=20)

○患者が後発医薬品への変更を希望しなかった理由では、思ったほど自己負担が下がらない(17施設, 85%)や後発医薬品に対する不安(8施設, 40%)が多かった。

(平成22年度モニター調査)

(複数回答) (n=20)

○患者が後発医薬品への変更を希望しなかった理由では、思ったほど自己負担が下がらない(17施設, 85%)や後発医薬品に対する不安(11施設, 55%)が多かった。

問4 【患者が後発医薬品への変更を希望しなかった理由の推移(H22→H23)】

○患者が後発医薬品への変更を希望しなかった理由については、H22、H23ともに、思ったほど自己負担が下がらないことや後発医薬品に対する不安が多い。なお、後発医薬品に対する不安を理由としている薬局が、H22に比べ3施設減少しており、やや改善傾向であることがうかがえる。

問5 後発医薬品の備蓄状況

(平成23年度モニター調査)	(n=20)
① 備蓄している医薬品数の合計：平均1,161品目	
② ①のうち後発医薬品数の合計：平均 176品目 (15.2%)	

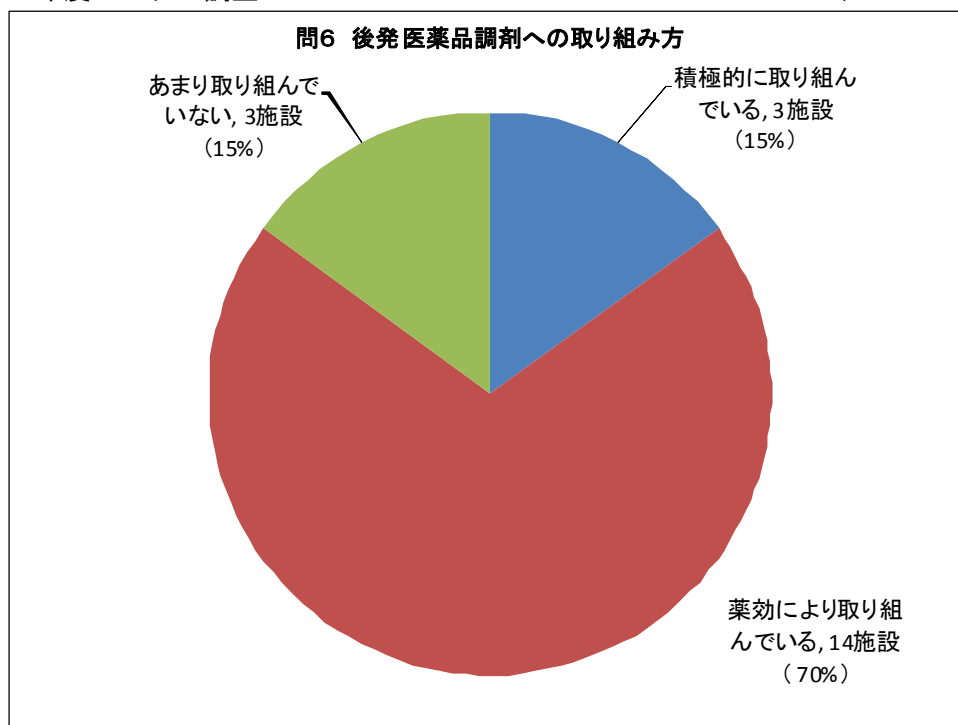
(平成22年度モニター調査)	(n=20)
① 備蓄している医薬品数の合計：平均1,154品目	
② ①のうち後発医薬品数の合計：平均 176品目 (15.3%)	

問5【後発医薬品の備蓄状況の推移(H22→H23)】
○全備蓄医薬品に対する後発医薬品の備蓄割合は (H22→H23)で(15.3%→15.2%)であり、ほぼ同様であった。

問6 後発医薬品の調剤をどう考えているか(取組み方)

H23年度モニター調査

(n=20)



(平成23年度モニター調査)

(n=20)

○積極的に取り組んでいる薬局と薬効により積極的に取り組んでいる薬局を合わせて17施設(85%)で、あまり積極的に取り組んでいない薬局3施設(15%)を大きく上回った。

(平成22年度モニター調査)

(n=20)

○積極的に取り組んでいる薬局と薬効により積極的に取り組んでいる薬局を合わせて16施設(80%)で、あまり積極的に取り組んでいない薬局4施設(20%)を大きく上回った。

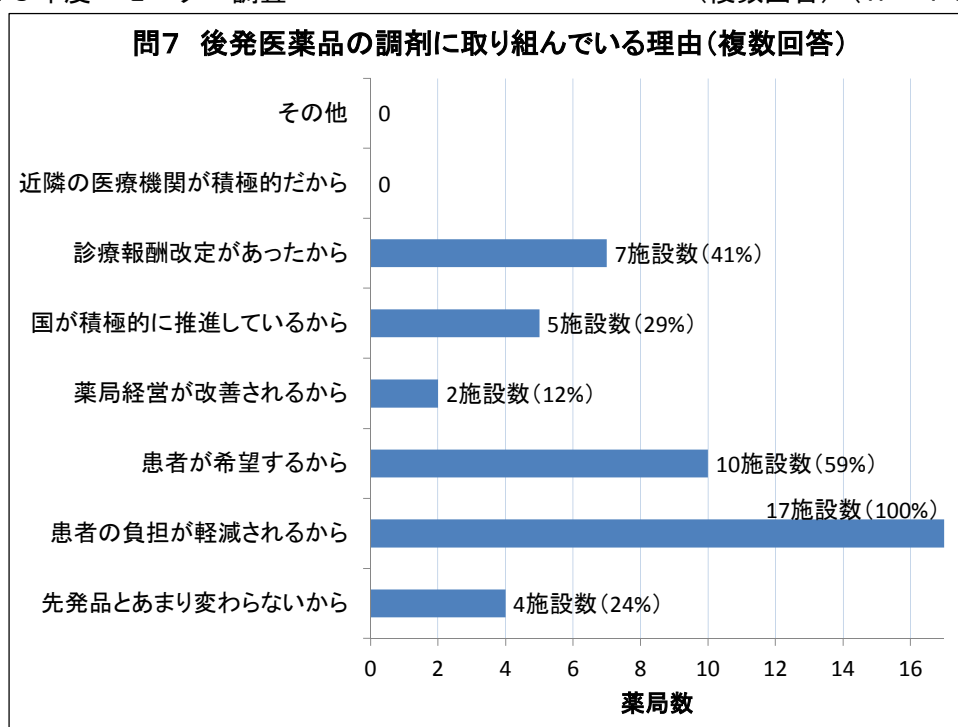
問6【後発医薬品の調剤への考え方の推移(H22→H23)】

○積極的に取り組んでいる薬局と薬効により積極的に取り組んでいる薬局は、(H22→H23)で(80%→85%)となり、H22と同様に薬局での取組み姿勢は前向きであることがうかがえる。

問7 後発医薬品の調剤に（薬効により含む）積極的に取り組んでいる理由

H23年度 モニター調査

（複数回答）（n = 17）



（平成23年度モニター調査）

（複数回答）（n = 17）

○後発医薬品の調剤に積極的に取り組んでいる主な理由としては、患者の負担が軽減されるから（17施設、100%）、患者が希望するから（10施設、59%）、診療報酬改定（段階的数量加算）があったから（7施設、41%）があげられた。

（平成22年度モニター調査）

（複数回答）（n = 16）

○後発医薬品の調剤に積極的に取り組んでいる主な理由としては、患者の負担が軽減されるから（16施設、100%）、患者が希望するから（9施設、56%）国が積極的に推進しているから及び診療報酬改定（段階的数量加算）があったからを合わせて（14施設、88%）があげられた。

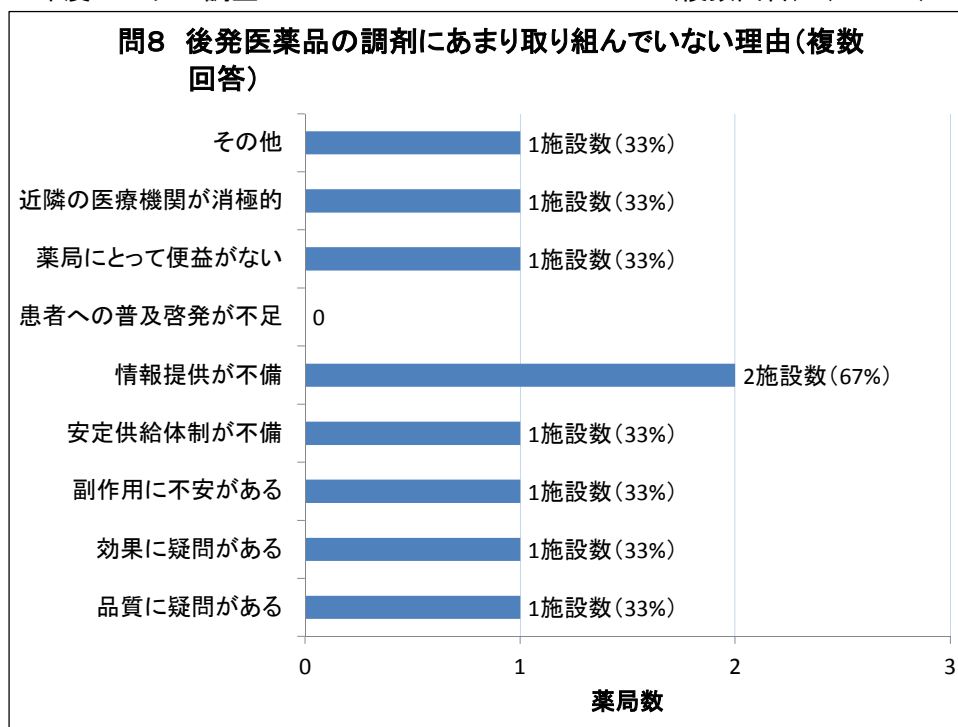
問7 【後発医薬品の調剤に積極的に取り組む理由の推移（H22→H23）】

○H22、H23ともに、患者の負担が軽減されるから、患者が希望するから、診療報酬改定（段階的数量加算）があったから、が主な理由で同様の傾向であったが、H23では、薬局経営が改善されるから、先発品とあまり変わらないからがそれぞれ2施設増加しており、薬局側の意識も変化していることがうかがえる

問8 後発医薬品の調剤にあまり取り組んでいないと回答した薬局の理由

H23年度モニター調査

(複数回答) (n=3)



(その他：労力の割りに、医師、患者から評価されないため)

(平成23年度モニター調査) (複数回答) (n=3)

○後発医薬品の調剤にあまり積極的に取り組んでいない薬局は3施設であったが、その理由としては、近隣の医療機関が消極的(1施設)、薬局にとって便益がない(1施設)、安定供給が不備(1施設)、情報提供が不備(2施設)、品質・効果・副作用に疑問や不安がある(各1施設)があげられた。

(平成22年度モニター調査) (複数回答) (n=4)

○後発医薬品の調剤にあまり積極的に取り組んでいない薬局は4施設であったが、その理由としては、近隣の医療機関が消極的(2施設)、情報提供が不備(2施設)、品質・効果・副作用に疑問や不安がある(各1施設)があげられた。

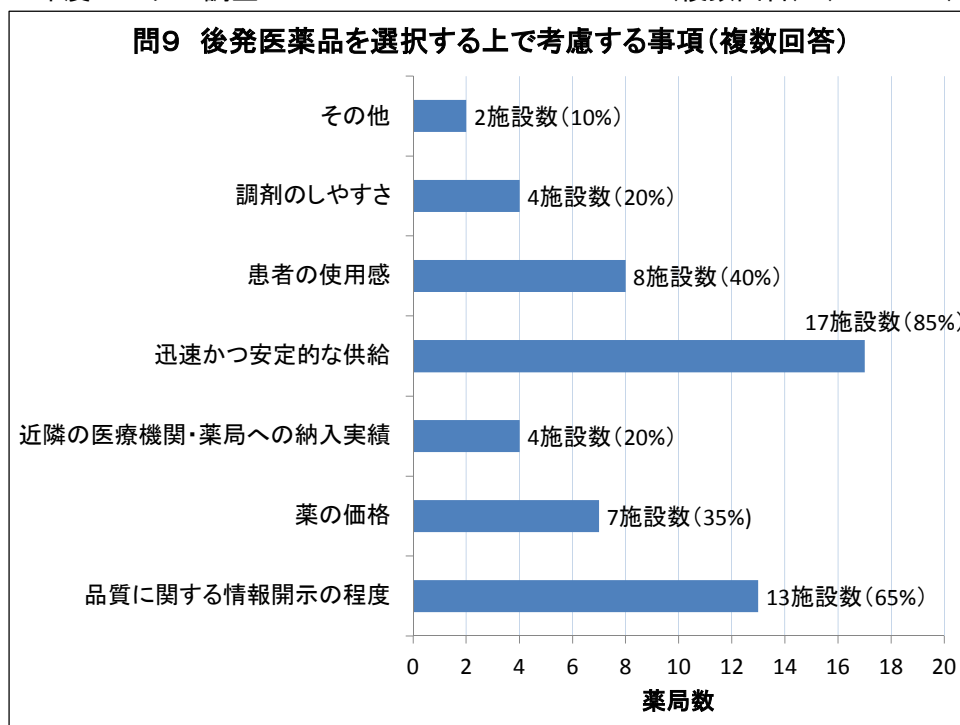
問8【後発医薬品の調剤にあまり積極的でない理由の推移(H22→H23)】

○あまり積極的でない薬局の理由としては、H22と比較し、薬局にとって便益がない(1施設)、安定供給が不備(1施設)、が新たにあげられた

問9 後発医薬品を採用する際、選択上考慮する事項

H23年度モニター調査

(複数回答) (n=20)



(その他：・先発医薬品との外観の類似性。 ・本部で指定しているものを選ぶ。)

(平成23年度モニター調査) (複数回答) (n=20)

○後発医薬品の選択上考慮する事項としては、①迅速かつ安定的な供給(17施設, 85%)、②品質に関する情報開示の程度(13施設, 65%)、③患者の使用感(8施設, 40%)、④薬の価格(7施設, 35%)等があげられた。

(平成22年度モニター調査) (複数回答) (n=20)

○後発医薬品の選択上考慮する事項としては、①迅速かつ安定的な供給(17施設, 85%)、②品質に関する情報開示の程度(14施設, 70%)、③患者の使用感(9施設, 45%)、④薬の価格(10施設, 50%)等があげられた。

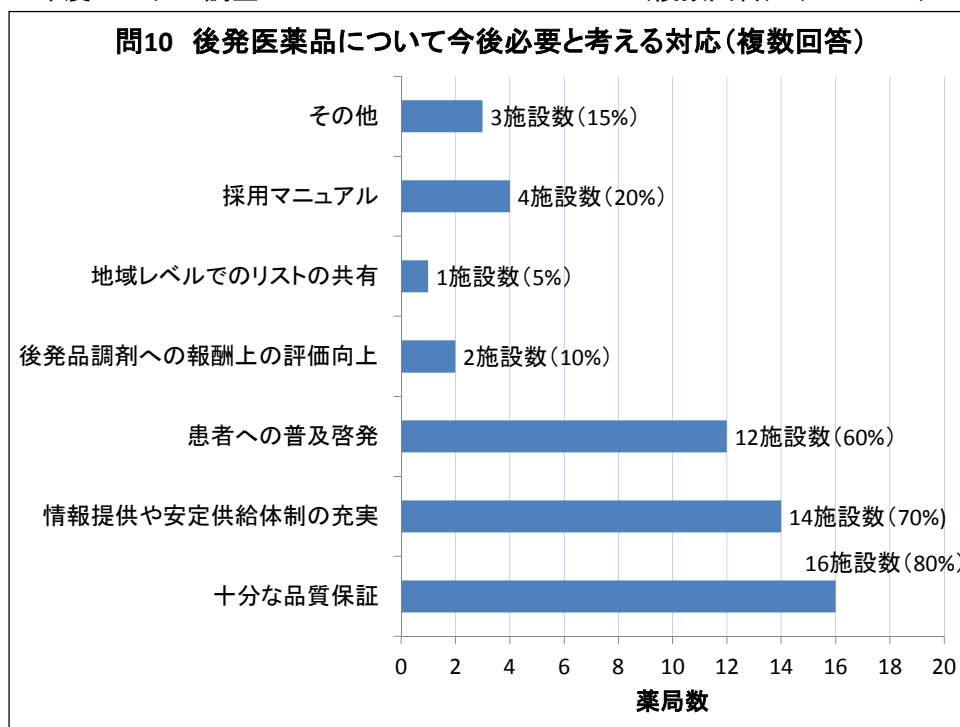
問9 【後発医薬品の選択上考慮する事項の推移(H22→H23)】

○後発医薬品の選択上考慮する事項としては、H22, H23ともに、①迅速かつ安定的な供給、②品質に関する情報開示の程度、③患者の使用感、④薬の価格等で、同様の傾向であった。

問 10 後発医薬品について、今後必要と考える対応

H23年度モニター調査

(複数回答) (n = 20)



(その他 : ・成分名処方の普及。 ・後発医薬品の変更不可を禁止にする。)

(平成 23 年度モニター調査) (複数回答) (n = 20)

○後発医薬品について今後必要と考える対応としては、①十分な品質保証(16 施設, 80%)、②情報提供や安定供給体制の充実(14 施設, 70%)、③患者への普及啓発(12 施設, 60%)とする薬局が多かった。

(平成 22 年度モニター調査) (複数回答) (n = 20)

○後発医薬品について今後必要と考える対応としては、①十分な品質保証(16 施設, 80%)、②情報提供や安定供給体制の充実(14 施設, 70%)、③患者への普及啓発(10 施設, 50%)とする薬局が多かった。

問 10【後発医薬品について今後必要と考える対応の推移(H22→H23)】

○後発医薬品について今後必要と考える対応としては、H22, H23 とともに、①十分な品質保証、②情報提供や安定供給体制の充実、③患者への普及啓発が上位を占める傾向であった。

問 11 主な自由意見（薬局）

H23年度モニター調査

- ・後発医薬品に変更したが、あまり安くない場合もある。（2件）
 - ・後発医薬品に変更した方が結果として負担が上がってしまう場合がある。
 - ・先発医薬品と後発医薬品の薬価差をもっと大きくした方がよい。
 - ・人によっては、全ての処方薬が新しい薬で後発品が発売されていない場合がある。
-
- ・外用薬は、①貼付剤などでかぶれる。使用感が異なる。②点鼻薬などでフレーバーの種類により不評なこともあり、消極的になってしまう。
 - ・ヒートから薬が取り出しにくいものがある。
 - ・患者より薬の溶け方や味が先発品とちがうとの意見がある。
 - ・先発医薬品と後発医薬品の同等性が現段階で十分に保証されているとは言い切れない。情報が少ないため、信頼して使用することができない。
 - ・後発医薬品の安定供給が必要である。（6件）
（販売中止、欠品、自主回収等が頻繁にある）
-
- ・同成分の後発医薬品が多すぎるため、減らして欲しい。（6件）
（事故防止、備蓄の面等から）
 - ・成分名処方を普及させることにより、後発医薬品の在庫を減らして欲しい。
 - ・後発品については、同種であれば、患者の同意を得ればサインがあっても薬局の責任において照会が無くても、他メーカーの後発品に変更しても良い様にして欲しい。（変更したフィードバックは必要である。）
 - ・処方せん自体を後発品変更が自由にできるようにして欲しい。（3件）
-
- ・後発品について、先発品に比較して多少なりとも、ネガティブの印象を持ってしまっている患者が多いように見受けられる。
 - ・医師の後発医薬品に対する不安を解消する等、医師に対する普及啓発が必要である。（2件）
 - ・国による患者への後発医薬品の教育が必要である。

問 11【自由意見（薬局）について（H22→H23）】

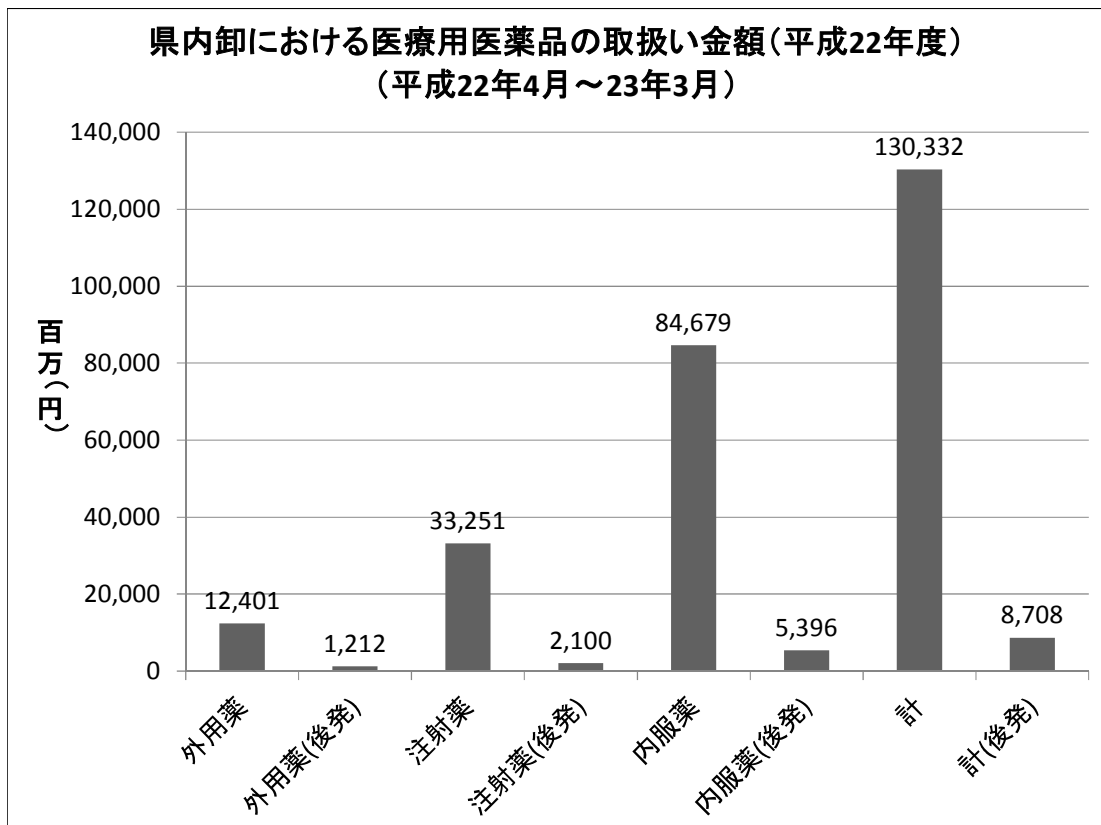
○H23においても、H22と共通する意見が多く見られ、後発医薬品に係る課題として、品質保証・情報提供・安定供給が十分かつ適切に行われること及び、患者への普及啓発を望む意見が多かった。また、同一成分に対する後発医薬品が多数あることにより、調剤過誤や備蓄の問題等が薬局で生じているとの意見が多くみられ、医療機関と薬局の連携強化が重要であると考えられる。

2. 【医薬品卸売販売業者調査結果（県内医薬品卸5社）】

1. 【後発医薬品の取扱い金額について】

①平成22年度

(問1) 医療用医薬品取扱い金額(平成22年4月1日～平成23年3月31日の1年間)
(n=5)



県内卸5社の平成22年度の医療用医薬品の取扱い金額は、総額約1303億3195万円、そのうち後発医薬品の取扱い金額は、約87億829万円であり全体の**6.7%**であった。

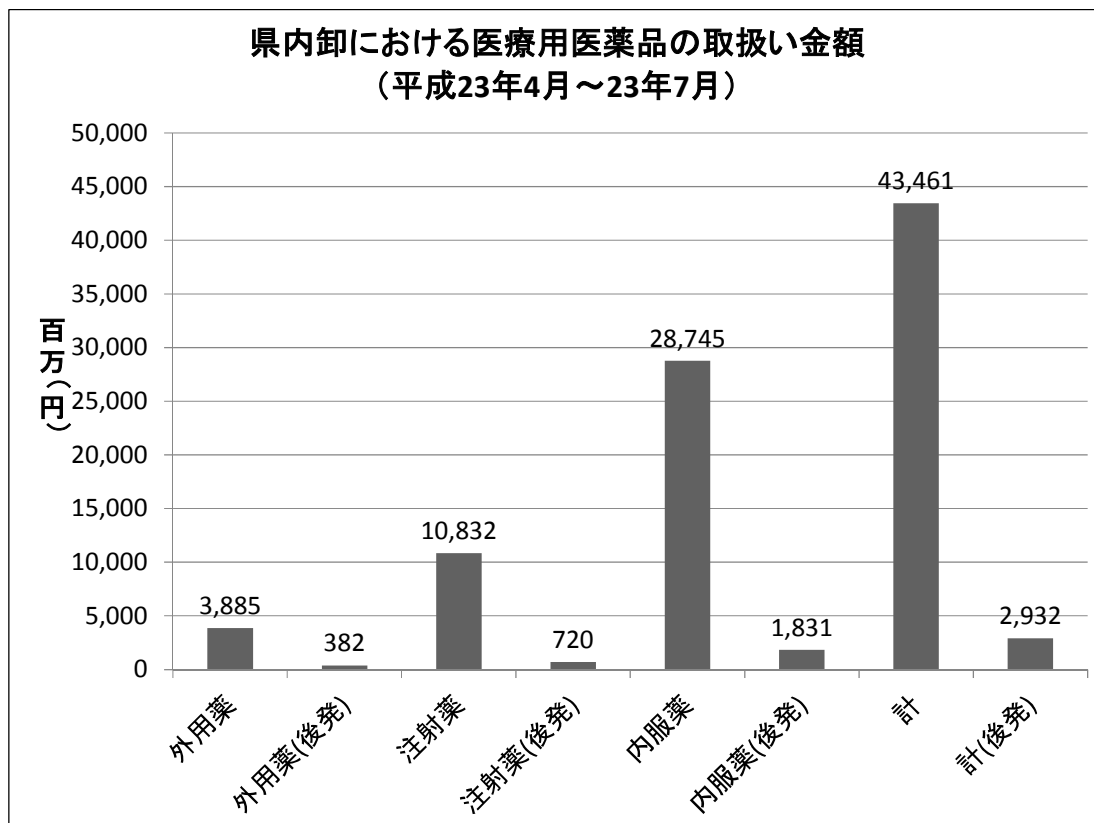
また、医薬品の種類別での、後発医薬品の取扱い金額の詳細は、次表のとおりである。

[平成22年度] (1年間)

種 類		取扱い金額	後発医薬品の割合(種類ごと)
外 用 薬	計	124億121万8636円	
	うち後発医薬品	12億1183万2480円	9.8%
注 射 薬	計	322億5141万1739円	
	うち後発医薬品	21億13万4136円	6.3%
内 服 薬	計	846億7910万465円	
	うち後発医薬品	53億9632万8085円	6.4%
医療用医薬品 全体	合 計	1303億3195万4840円	
	後発医薬品合計	87億829万4701円	6.7%

②平成23年（4月～7月）

（問2）医療用医薬品取扱い金額（平成23年4月1日～平成23年7月31日の4ヶ月間）
（n=5）



県内卸5社の平成23年4月1日～7月31日（4ヶ月間）の医療用医薬品の取扱い金額は、総額約434億6071万円、そのうち後発医薬品の取扱い金額は、約29億3231万円、全体の6.7%であった。

また、医薬品の種類別での、後発医薬品の取扱い金額の詳細は、次表のとおりである。

〔平成23年〕（4ヶ月間）

種 類		取扱い金額	後発医薬品の割合(種類ごと)
外 用 薬	計	38億 8459万 9510円	
	うち後発医薬品	3億 8157万 2742円	9.8%
注 射 薬	計	108億 3219万 8955円	
	うち後発医薬品	7億 2015万 8558円	6.6%
内 服 薬	計	287億 4483万 7215円	
	うち後発医薬品	18億 3058万 7967円	6.4%
医療用医薬品 全体	合 計	434億 6071万 8680円	
	後発医薬品合計	29億 3231万 9268円	6.7%

③平成21年度

平成21年4月1日～平成22年3月31日（平成22年度実施のアンケートより）

・平成22年度に実施したアンケートでは、県内卸5社の平成21年度の医療用医薬品の取扱い金額は、総額約1295億8498万円、そのうち後発医薬品の取扱い金額は、約73億5736万円で全体の5.7%であった。

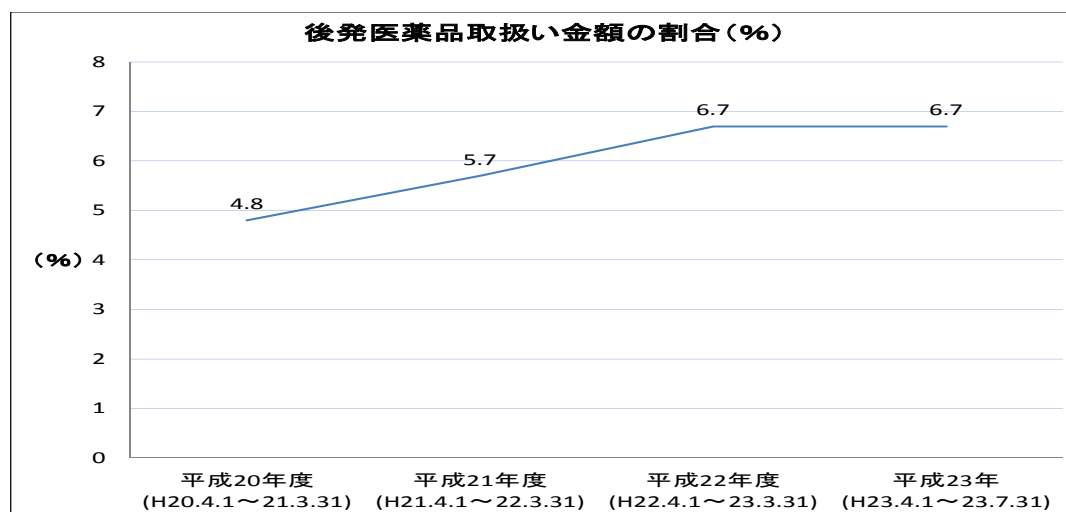
また、医薬品の種類別の、後発医薬品の取扱い金額の詳細は、次表のとおりである。

〔平成21年度〕（1年間）

種 類		取扱い金額	後発医薬品の割合(種類ごと)
外用薬	計	123億5294万2119円	
	うち後発医薬品	10億6676万3004円	8.6%
注射薬	計	323億4188万5792円	
	うち後発医薬品	19億7112万3852円	6.1%
内服薬	計	848億9015万5940円	
	うち後発医薬品	43億1947万2027円	5.1%
医療用医薬品全体	合計	1295億8498万3851円	
	後発医薬品合計	73億5735万8883円	5.7%

④(問1)(問2)【卸売業者での後発医薬品取扱い金額の推移(H20→H21→H22→H23)】

○平成20年度から平成23年7月末までの推移を見ると、医療用医薬品全体に対する後発医薬品の取扱い金額の割合は、平成20年度4.8%、平成21年度5.7%、平成22年度6.7%、平成23年度4月～7月末までが6.7%と、増加傾向にある。また、医薬品の種別（外用薬・注射薬・内服薬）ごとの後発医薬品の取り扱い金額の割合についても、いずれも増加している。なお、増加率の高い順に、内服薬、外用薬、注射薬であった。



⑤(問1)(問2)取扱い金額の推移一覧

医療用医薬品合計

医療用医薬品		取扱い金額	後発医薬品の割合
20年度	医療用医薬品全体	1309億 3269万 2306円	
	うち後発医薬品	63億 1938万 7089円	4.8%
21年度	医療用医薬品全体	1295億 8498万 3851円	
	うち後発医薬品	73億 5735万 8883円	5.7%
22年度	医療用医薬品全体	1303億 3195万 4840円	
	うち後発医薬品	87億 829万 4701円	6.7%
23年 (4ヶ月間)	医療用医薬品全体	434億 6071万 8680円	
	うち後発医薬品	29億 3231万 9268円	6.7%

医薬品種類別

[外用薬]

外用薬		取扱い金額	後発医薬品の割合
20年度	外用薬全体	213億 4722万 7776円	
	うち後発医薬品	9億 9721万 38円	4.7%
21年度	外用薬全体	123億 5294万 2119円	
	うち後発医薬品	10億 6676万 3004円	8.6%
22年度	外用薬全体	124億 121万 8636円	
	うち後発医薬品	12億 1183万 2480円	9.8%
23年 (4ヶ月間)	外用薬全体	38億 8459万 9510円	
	うち後発医薬品	3億 8157万 2742円	9.8%

[注射薬]

注射薬		取扱い金額	後発医薬品の割合
20年度	注射薬全体	305億 8379万 9137円	
	うち後発医薬品	15億 342万 1014円	4.9%
21年度	注射薬全体	323億 4188万 5792円	
	うち後発医薬品	19億 7112万 3852円	6.1%

22 年度	注射薬品全体	322 億 5141 万 1739 円	
	うち後発医薬品	21 億 13 万 4136 円	6.3%
23 年 (4 ヶ月間)	注射薬全体	108 億 3219 万 8955 円	
	うち後発医薬品	7 億 2015 万 8558 円	6.6%

〔内服薬〕

内服薬		取扱い金額	後発医薬品の割合
20 年度	内服薬全体	790 億 166 万 5393 円	
	うち後発医薬品	38 億 1875 万 6037 円	4.8%
21 年度	内服薬全体	848 億 9015 万 5940 円	
	うち後発医薬品	43 億 1947 万 2027 円	5.1%
22 年度	内服薬全体	846 億 7910 万 465 円	
	うち後発医薬品	53 億 9632 万 8085 円	6.4%
23 年 (4 ヶ月間)	内服薬全体	287 億 4483 万 7215 円	
	うち後発医薬品	18 億 3058 万 7967 円	6.4%

2. 【後発医薬品の販売について】

- ① (問3) 後発医薬品を積極的に販売していますか(平成23年度モニター調査)
(単数回答)(n=5)

(平成23年度モニター調査)	(n=5)
<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に販売している：3社 ・積極的に販売していない：2社 	

(平成22年度モニター調査)	(n=5)
<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に販売している：3社 ・積極的に販売していない：2社 	

(問3) 【卸売業者での後発医薬品の販売姿勢の推移(H22→H23)】
○H22, H23 で変化はなかった。

② (問4) 後発医薬品を積極的に販売している理由(平成23年度モニター調査)

(複数回答) (n=3)

(平成23年度モニター調査)	(複数回答) (n=3)
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関からの発注が多いから : 1社 ・後発医薬品は先発医薬品に比べて利幅が厚いから : 1社 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> [国の方針だから] : 1社 [医療機関よりのニーズが高くなってきている。国の方針だから] : 1社 	

(平成22年度モニター調査)	(複数回答) (n=3)
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関からの発注が多いから : 1社 ・後発医薬品は先発医薬品に比べて利幅が厚いから : 1社 	

(問4) 【後発医薬品の販売に積極的に取り組む卸売業者の理由の推移(H22→H23)】
OH23では、H22と同様の傾向であったが、「医療機関よりのニーズが高くなってきている」と、医療機関側のニーズに変化が見られる内容が1社から出ていた。

③ (問5) 後発医薬品を積極的に販売していない理由(23年度モニター調査)

(平成23年度モニター調査)	(複数回答) (n=2)
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の発注があまりないから : 1社 ・後発医薬品は先発医薬品に比べて利幅が薄いから : 1社 ・先発医薬品メーカーとの取引関係があるから : 2社 	

(平成22年度モニター調査)	(複数回答) (n=2)
<ul style="list-style-type: none"> ・品質、安定供給等に疑問を感じるから : 2社 ・情報提供が不十分だから : 1社 ・医療機関の発注があまりないから : 2社 ・先発医薬品メーカーとの取引関係があるから : 2社 ・その他 [医師からの要望、患者からの要望も少ない] : 1社 	

(問5) 【後発医薬品の販売に積極的でない理由の推移(H22→H23)】
OH22, H23ともに、医療機関の発注があまりないから、先発医薬品メーカーとの取引関係があるからといった理由があげられている。H22と比較して品質、安定供給等に疑問を感じるから、情報提供が不十分だからといった理由が無くなり、H23では、後発医薬品は先発医薬品に比べて利幅が薄いからといった、品質面から経営面への理由に推移している。

④ (問6) 自由意見

(平成 23 年度モニター調査)	(n = 3)
・後発医薬品は、MRの少なさから、情報提供に不安、・品質上不安、・薬価の下落によるメーカー不採算商品となり、販売中止への不安がある。	
・先発品は、新薬創出品について各医療機関の理解はいただいたものの薬価差益の少ない分を他の一般品、長期収載品目の値引きで補おうとしている。:1社	
・特に調剤薬局より卸で扱いの無い後発品(直販メーカー品)に関しても卸は全て取り扱いがあるとの判断で注文が来るケースが多々あります。	
・卸も多くの後発品メーカーを扱っているが、扱いの無いメーカーも多く医療機関になかなか理解して頂けない場合がある。:1社	
・医療機関は、品質・安定供給等に疑問を感じている。:1社	

(平成 22 年度モニター調査)	(n = 2)
・後発医薬品は、MRの少なさから、情報提供に不安、・品質上不安、・安定供給(薬価の下落によるメーカー不採算商品となり、販売中止)の心配がある。	
また、先発品は、新薬創出品の卸価値上げにより、得意先要望価との差が大きく、値引き要請が強くなるのが心配である。:1社	
・医療機関は、品質・安定供給等に疑問を感じている。:1社	

Ⅲ まとめ

1. 【薬局】

問 1 - 1 【後発医薬品への変更調剤の推移 (H22→H23)】
○変更可能な処方せんのうち 1 品目でも後発医薬品に変更した割合は、(H21→H22→H23) で(11.4%→30.8%→22.6%)となっている。H23 で減少した理由としては、後発医薬品の普及が進み、投与日数が短い急性期の患者の処方せん等、患者にとって後発医薬品への変更調剤のメリットの少ない変更可能な処方せんが増加したことも一因となっていると考えられる。
○変更不可欄への処方医の署名のない処方せんの割合は、(H22→H23) で (69.6%→72.7%) となっており、医療機関においても後発医薬品への変更を可とする傾向が増加していることがうかがえる。
問 1 - 2 【後発医薬品の調剤割合（数量ベース）の推移 (H22→H23)】
○H22 と H23 で比較すると、H23 も H22 と同様に 20%以上～30%未満の施設が全体の 45%を占めていたが、H23 では 30%以上の施設が 1 施設増加した。調剤割合 10%未満の施設を見ると、H22 の 10%に対し、H23 が 5%であり、後発医薬品の調剤割合の底上げ傾向がうかがえる。 また、全体の調剤割合（数量ベース）は 23.0%であり、H22 の 19.6%より増加していた。
問 2 【後発医薬品変更に係る患者説明の割合の推移 (H22→H23)】
○患者説明の割合は、50%以上の患者に説明した薬局は、60%であったに対し、H23 では、50%以上の患者に説明を行った薬局が全体の 40%にとどまった。理由としては、急性期患者の処方においても後発医薬品変更可の処方せんが増加する等、変更調剤に関する説明が行いづらい事例が増えたとの回答があった。
問 3 【後発医薬品への変更を希望しなかった患者割合の推移 (H22→H23)】
○後発医薬品への変更を希望しなかった患者については、H22 とほぼ同様の傾向であった。
問 4 【患者が後発医薬品への変更を希望しなかった理由の推移 (H22→H23)】
○患者が後発医薬品への変更を希望しなかった理由については、H22、H23 とともに、思ったほど自己負担が下がらないことや後発医薬品に対する不安が多い。なお、後発医薬品に対する不安を理由としている薬局が、H22 に比べ 3 施設減少しており、やや改善傾向であることがうかがえる。
問 5 【後発医薬品の備蓄状況の推移 (H22→H23)】
○全備蓄医薬品に対する後発医薬品の備蓄割合は (H22→H23) で(15.3%→15.2%)であり、ほぼ同様であった。

問6【後発医薬品の調剤への考え方の推移(H22→H23)】

○積極的に取り組んでいる薬局と薬効により積極的に取り組んでいる薬局は、(H22→H23)で(80%→85%)となり、H22と同様に薬局での取り組み姿勢は前向きであることがうかがえる。

問7【後発医薬品の調剤に積極的に取り組む理由の推移(H22→H23)】

○H22, H23ともに、患者の負担が軽減されるから、患者が希望するから、国が積極的に推進しているからが主な理由で同様の傾向であったが、H23では、薬局経営が改善されるから、先発品とあまり変わらないからがそれぞれ2施設増加しており、薬局側の意識も変化していることがうかがえる。

問8【後発医薬品の調剤にあまり積極的でない理由の推移(H22→H23)】

○あまり積極的でない薬局の理由としては、H22と比較し、薬局にとって便益がない(1施設)、安定供給が不備(1施設)、が新たにあげられた。

問9【後発医薬品の選択上考慮する事項の推移(H22→H23)】

○後発医薬品の選択上考慮する事項としては、H22, H23ともに、①迅速かつ安定的な供給、②品質に関する情報開示の程度、③患者の使用感、④薬の価格等で、同様の傾向であった。

問10【後発医薬品について今後必要と考える対応の推移(H22→H23)】

○後発医薬品について今後必要と考える対応としては、H22, H23ともに、①十分な品質保証、②情報提供や安定供給体制の充実、③患者への普及啓発が上位を占める傾向であった。

問11【自由意見(薬局)について(H22→H23)】

○H23においても、H22と共通する意見が多く見られ、後発医薬品に係る課題として、品質保証・情報提供・安定供給が十分かつ適切に行われること及び、患者への普及啓発を望む意見が多かった。また、同一成分に対する後発医薬品が多数あることにより、調剤過誤や備蓄の問題等が薬局で生じているとの意見が多くみられ、医療機関と薬局の連携強化が重要であると考えられる。

2.【医薬品卸売販売業者】

問1, 問2【卸売業者での後発医薬品取扱い金額の推移(H20→H21→H22→H23)】
(5社)

○平成20年度から平成23年7月末までの推移を見ると、医療用医薬品全体に対する後発医薬品の取扱い金額の割合は、平成20年度4.8%、平成21年度5.7%、平成22年度6.7%、平成23年度4月～7月末までが6.7%と、増加傾向にある。また、医薬品の種別(外用薬・注射薬・内服薬)ごとの後発医薬品の取り扱い金額の割合についても、いずれも増加している。なお、増加率の高い順に、内服薬、外用薬、注射薬であった。

問3【卸売業者での後発医薬品の販売姿勢の推移(H22→H23)】 (3社→3社)

○H22, H23 で変化は見られなかった。

問4【後発医薬品の販売に積極的に取り組む理由の推移(H22→H23)】 (3社→3社)

○H23 では、H22 と同様の傾向であったが、「医療機関よりのニーズが高くなってきている」と、医療機関側のニーズに変化が見られる内容が1社から出ていた。

問5【後発医薬品の販売に積極的でない理由の推移(H22→H23)】

○H22, H23 とともに、医療機関の発注があまりないから、先発医薬品メーカーとの取引関係があるからといった理由があげられている。H22 と比較して品質、安定供給等に疑問を感じるから、情報提供が不十分だからといった理由が無くなり、H23 では、後発医薬品は先発医薬品に比べて利幅が薄いからといった、品質面から経営面への理由に推移している。

3.【傾向・課題】

〔傾向〕

○薬局における後発医薬品の調剤割合（数量ベース）や、積極的に後発医薬品調剤に取り組む薬局の割合の増加などから、薬局での後発医薬品調剤は着実に進んできていることがうかがえる。

○医薬品卸売販売業者においても、H21 と比較し H22 では全体の販売金額に占める後発医薬品の販売金額の割合が増加（医療用医薬品全体、医薬品種別ごと共に）しており、県内での後発医薬品の取扱いが増加傾向にあると考えられる。

〔課題〕

○後発医薬品に係る課題については、H22 モニター調査、H23 モニター調査ともにほぼ同様であり、品質保証、・情報提供、・安定供給が十分かつ適切に行われること及び、患者への普及啓発に集約できると考えられる。

○同一成分の後発医薬品が多種販売されている事が、調剤過誤や後発医薬品の過剰在庫（同一成分多種類在庫）の要因となっており、後発医薬品の調剤を進めていく上で障害となっているという意見が薬局の中に多くみられた。

このことについては、後発医薬品採用ガイドブックを活用する他、医療機関と薬局の連携を深めていくことが重要である。

IV 調査票 【薬局用】

平成 23 年度後発医薬品モニター薬局 調査票

モニター薬局名 _____

問 1 及び問 5 については、回答欄に数字を御記入ください。

問 2～問 4 及び問 6～問 10 については、あてはまる番号を○で囲んでください。

問 1 平成 23 年 7 月 25 日（月）～7 月 30 日（土）の処方せん取扱い及び調剤の状況についてお伺いします。

①すべての取扱い処方せん（①＝②＋⑥）		枚
②：①のうち「後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更がすべて不可」欄に処方医の署名等がない処方せん		枚
③	A：②のうち、処方せんに記載された全ての先発医薬品について後発医薬品がないため、後発医薬品に変更できなかった処方せん	枚
	B：②のうち、後発医薬品のみが記載されていたため、後発医薬品に変更できなかった処方せん	枚
	C：②のうち、その他の理由で、後発医薬品に変更できなかった処方せん（先発医薬品と後発医薬品が記載されているが、先発医薬品の横に変更不可と記載している等）	枚
	③の計（A＋B＋C）	枚
④：②のうち、後発医薬品への変更が可能な処方せん (④＝②－③)		枚
⑤：④のうち、1品目でも後発医薬品に変更した処方せん		枚
⑥：①のうち、「後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更がすべて不可」欄に処方医の署名がある処方せん		枚

上記の期間に調剤したすべての医薬品の数量（薬価基準の規格単位ベース）のうち、後発医薬品の割合		%
割合の根拠	分子：上記の期間内に調剤した後発医薬品の数量 (単位は記載可能な場合は御記入ください)	
	分母：上記の期間内に調剤した全医薬品の数量 (単位は記載可能な場合は御記入ください)	

問2 後発医薬品へ変更可能な処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品についての説明を行った患者の割合はどの程度ですか。

次の中から1つ選んでください。

- 1 10%未満
- 2 10%以上～30%未満
- 3 30%以上～50%未満
- 4 50%以上～70%未満
- 5 70%以上～90%未満
- 6 90%以上

問3 後発医薬品の説明を行った患者のうち、後発医薬品への変更を希望しなかった患者の割合はどの程度ですか。

次の中から1つ選んでください。

- 1 10%未満
- 2 10%以上～30%未満
- 3 30%以上～50%未満
- 4 50%以上～70%未満
- 5 70%以上～90%未満
- 6 90%以上

問4 後発医薬品についての説明を行ったにもかかわらず、患者が後発医薬品の使用を希望しなかった理由は何ですか。

次の中から2つまで選んでください。

- 1 思ったほど患者自己負担額が下がらないため
- 2 公費負担の患者であり、経済的なインセンティブ（誘因）がないため
- 3 過去に後発医薬品を使用したがあわなかったため
- 4 後発医薬品に対する不安があるため
- 5 その他

[]

問5 備蓄している医薬品はどれくらいですか。

約（ ）品目

うち、後発医薬品はどれくらいですか。

約（ ）品目

問6 後発医薬品の調剤についてどのようにお考えですか。

次の中から1つを選んでください。

- 1 積極的に取り組んでいる
- 2 薬効によっては積極的に取り組んでいる
- 3 あまり積極的に取り組んでいない

問7 問6で1又は2と答えた方への質問です。

後発医薬品の調剤に積極的に取り組んでいる理由は何ですか。

次の中から3つまでを選んでください。

- 1 先発医薬品とあまり変わらないから
- 2 患者の負担が軽減されるから
- 3 患者が後発医薬品を希望するから
- 4 薬局経営が改善されるから
- 5 国が積極的に推進しているから
- 6 診療報酬改定（平成22年4月）により、後発医薬品の段階的な調剤数量加算が導入されたから
- 7 近隣の医療機関が後発医薬品の使用に積極的であるから
- 8 その他

問8 問6で3と答えた方への質問です。

積極的に取り組んでいない理由は何ですか。

次の中から3つまでを選んでください。

- 1 後発医薬品の品質に疑問があるため
- 2 後発医薬品の効果に疑問があるため
- 3 後発医薬品の副作用に不安があるため
- 4 後発医薬品の安定供給体制が不備であるため
- 5 後発医薬品の情報提供が不備であるため
- 6 後発医薬品に関する患者への普及啓発が不足しているため
- 7 薬局にとって経済的な便益がないため
- 8 近隣の医療機関が後発医薬品の使用に消極的なため
- 9 その他

問9 貴薬局で採用する後発医薬品を選択する上で考慮する事項は何ですか。
次の中から3つまで選んでください。

- 1 後発医薬品メーカーによる品質に関する情報開示の程度
- 2 薬の価格
- 3 近隣の保険医療機関・保険薬局への納入実績の程度
- 4 迅速かつ安定的な製造販売業者や卸業者からの供給
- 5 患者の使用感（例. 味がよい、臭いが気にならない、貼付感がよい）
- 6 調剤のしやすさ（例. 容易に半割できる、一包化調剤がしやすい）
- 7 その他

問10 後発医薬品について、今後、どのような対応が必要とお考えですか。
次の中から3つまで選んでください。

- 1 後発医薬品の品質保証が十分であること
- 2 後発医薬品メーカーによる情報提供や安定供給体制を充実させること
- 3 患者に対して、後発医薬品に対する正しい知識の普及啓発を行うこと
- 4 後発医薬品を調剤する際の報酬上の評価を高くすること
- 5 地域レベルで使用されている後発医薬品リストを医療関係者間で共有すること
- 6 後発医薬品採用マニュアル等により、後発医薬品の選択が容易にできること
- 7 その他

問11 後発医薬品の使用上の課題等について、自由な意見をお聞かせください。

御協力ありがとうございました。

恐れ入りますが、同封の返信用封筒にて8月31日（水）までに、御返送ください。
なお、薬局名・開設者名・回答内容は部外秘とし、個別のデータを公表することはありませんので、念のため申し添えます。

【医薬品卸売販売業者用】

平成 23 年度後発医薬品モニタ一薬局等調査 調査票

医薬品卸売販売業者

会社名 _____

(御担当者氏名) _____

問 1 及び問 2 については、回答欄に数字を御記入ください。

問 3～問 5 については、あてはまる番号を○で囲んでください。

問 1 平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日の医療用医薬品の取扱い数量について
お伺いします。

医薬品の取扱い状況（栃木県内の医療機関、薬局への納入状況）

金額（薬価）ベース

外用薬		円
（うち後発医薬品）	（	円）
注射薬		円
（うち後発医薬品）	（	円）
内服薬		円
（うち後発医薬品）	（	円）
計		円
（うち後発医薬品）	（	円）

問 2 平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 7 月 31 日の医療用医薬品の取扱い数量について
お伺いします。

医薬品の取扱い状況（栃木県内の医療機関、薬局への納入状況）

金額（薬価）ベース

外用薬		円
（うち後発医薬品）	（	円）
注射薬		円
（うち後発医薬品）	（	円）
内服薬		円
（うち後発医薬品）	（	円）
計		円
（うち後発医薬品）	（	円）

問3 後発医薬品を積極的に販売していますか。

次の中から1つ選んでください。

- 1 積極的に販売している (⇒問4の後、問6へ)
- 2 積極的に販売していない (⇒問5の後、問6へ)

問4 問3で1と答えた方への質問です。

積極的に販売している理由は何ですか。

次の中からいくつでも選んでください。

- 1 後発医薬品の品質、安定供給等に問題ないから
- 2 後発医薬品の情報提供に問題ないから
- 3 医療機関からの発注が多いから
- 4 後発医薬品は先発医薬品に比べて利幅が厚いから
- 5 その他 []

問5 問3で2と答えた方への質問です。

積極的に販売していない理由は何ですか。

次の中からいくつでも選んでください。

- 1 後発医薬品の品質、安定供給等に疑問を感じるから
- 2 後発医薬品の情報提供が不十分だから
- 3 医療機関からの発注があまりないから
- 4 後発医薬品は先発医薬品に比べて利幅が薄いから
- 5 先発医薬品メーカーとの取引関係があるから
- 6 その他 []

問6 先発医薬品・後発医薬品それぞれに係る課題等、自由な御意見をお聞かせください。

[]

御協力、ありがとうございました。

恐れ入りますが、同封の返信用封筒にて8月31日(水)までに御返送ください。

なお、会社名・回答内容は部外秘として取扱い、個別のデータを公表することはありませんので、念のため申し添えます。

V 委員

平成 23 年度栃木県後発医薬品安心使用促進協議会委員名簿 (23. 4. 1 現在)

新沢 敏章 (社)栃木県医師会 常任理事

沼尾 利郎 栃木県病院協会 理事

中津 道昭 (社)栃木県歯科医師会 副会長

渡辺 建太郎 (社)栃木県薬剤師会 専務理事

越川 千秋 栃木県病院薬剤師会 会長

天野 桂一 栃木県医薬品卸協会 会長

溝田 雅洋 栃木県薬事工業会 会長

三倉 美保 日本ジェネリック製薬協会 常任理事会社

玉山 厚子 栃木県市町村消費者団体連絡協議会 会計

武田 弘志 国際医療福祉大学薬学部 学部長

菅谷 富士雄 栃木県保険者協議会 会長

名越 究 栃木県保健福祉部 保健医療監

(敬称略)